

消費者物価指数の沿革

消費者物価指数の計算は、昭和21年8月に開始された。当時の指数は、戦後の混乱期の物価上昇を早急に測定するため、昭和21年8月～22年3月の8か月間の変動的な期間を基準時とし、さらに日常の生活用品についても、統制価格とヤミ価格の二重の価格体系が併存する状態であったため、消費者価格調査(CPS)から得られる実効価格とウエイトを用い、フィッシャー算式によって作成された。その後、経済の復興に伴い、消費者価格調査の資料も整ってきたので、昭和24年8月に第1回の改定を行い、基準時も昭和23年1月～12月の1年間に、また、算式もラスパイレス式に改められ、昭和21年8月まで遡って改算した。次いで、昭和25年頃になると、経済状態も一応落ち着いてきたので、昭和25年6月から新たに小売物価統計調査が開始され、昭和27年9月には、基準時が昭和26年の1年間に改められるとともに、従前の実効価格を小売物価統計調査から得られる小売価格に変更し、指数の作成方法も本格的な形に改めた。その後は消費構造の変化を考慮して、昭和30年以降、5年ごとに基準時を改定してきた。

指数の作成系列は、当初は全都市平均及び東京都区部の2系列のみであったが、昭和26年基準となつてからは、この2系列のほかに小売物価統計調査及び家計調査を行っている他の27標本都市も合わせて、29系列が作成されるようになった。その後、昭和37年7月に小売物価統計調査及び家計調査が全国に拡大されたのに伴い、昭和40年基準への改定においては、指数作成の範囲を全国平均、都市階級別、地方別及び県庁所在都市別等の合計68系列に拡大した。

昭和45年基準では「持家の帰属家賃を含む総合」指数を参考系列として作成を開始した。また、昭和50年基準への改定では、昭和47年に復帰した沖縄県の調査市町村の指数を作成して全国平均に含め、指数系列も72系列に拡大するとともに、世帯属性別の特異指数の作成を開始した。昭和55年基準への改定では、昭和56年から家計調査の収支項目分類が改定されたことに伴い、指数項目を従来の5大費目から10大費目に改定し、また、季節調整済指数の作成も開始した。昭和60年基準への改定では、「持家の帰属家賃を含む総合」指数を主系列とした。平成2年基準への改定では、「生鮮食品を除く食料」と「教養娯楽関係費」の指数を拡充した。平成7年基準への改定では、卸売物価指数の国内最終消費財と比較可能な「生鮮食品を除く商品」を新設した。平成12年基準への改定では、技術革新が激しく、市場における製品サイクルが極めて短いパソコンなどの品目についてPOS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の価格、販売数量及び製品特性等を用いて、ヘドニック法により指数を算出した。また、基準改定後に急速に普及し一定のウエイトを占めるに至った新たな財やサービスの価格変動を迅速に取り込めるようにするため、基準改定間での品目の見直しを可能とした。さらに、参考系列として単身世帯を合わせた総世帯の支出割合をウエイトとした「総世帯指数」、基準年と比較年の中間にあたる年の消費構造をウエイトとした「中間年バスケット指数」の作成を開始した。

各基準改定の概要は次のとおりである。

1 昭和24年8月の改定（昭和23年基準）

- (1) 算出期間 昭和21年8月～25年12月（27年7月まで計算）
- (2) 基準時 昭和23年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 消費者価格調査（CPS）による実効価格^{*}，195品目。
- (4) ウェイト 消費者価格調査による昭和23年の消費支出金額。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。
- (6) 作成範囲 全都市（現在の「人口5万以上の都市」に相当。以下同じ。）及び東京都区部。
- (7) 前指数との接続方法 昭和21年8月まで遡って改算したため，前指数はすべて廃止した。

^{*} 統制価格とヤミ価格のように，2種類以上の価格がある場合は，それぞれの購入数量をウェイトにした平均価格。店舗で調べた価格ではなく消費者が購入した価格なので，品目の銘柄，品質は一定していない。

2 昭和27年9月の改定（昭和26年基準）

- (1) 算出期間 昭和26年1月～29年12月（32年10月まで計算）
- (2) 基準時 昭和26年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格^{*}，254品目。
- (4) ウェイト 消費実態調査による昭和26年の消費支出金額。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全都市指数は，都市別中分類指数の層別人口をウェイトとして加重算術平均によって算出。
- (6) 作成範囲 全都市及び東京都区部のほかに27市の都市別指数も作成。
- (7) 前指数との接続方法 昭和23年基準指数の26年1月における指数値と，26年基準指数の同月の指数値との比率を用いて，21年8月以降25年12月以前の全系列を26年基準に換算した。この接続は，中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

^{*} 消費面の統制の緩和と商品の需給事情の落ち着きにより，一定商品の連続的調査が可能となったため，CPSによる実効価格から，小売物価統計調査による小売価格を採用。

3 昭和32年12月の改定（昭和30年基準）

- (1) 算出期間 昭和30年1月～34年12月（36年9月まで計算）
- (2) 基準時 昭和30年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格，308品目。
- (4) ウェイト 家計調査による昭和30年の品目別消費支出金額。季節商品（昭和

55年基準の生鮮食品に当たる。)については、29年、30年及び31年の3か年の月別平均支出金額による月別ウエイト。

- (5) 算 式 基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)。全都市指数の算出は、都市別品目指数の加重算術平均指数(1世帯当たり支出金額と各層の非農林漁家世帯数を加味したウエイトによる。)を求め、都市別指数と同じ方法で算出。
- (6) 作成範囲 昭和26年基準と同じ。
- (7) 前指数との接続方法 昭和26年基準指数の30年平均指数値で、29年12月以前の全指数を除いて換算した。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

4 昭和36年11月の改定(昭和35年基準)

- (1) 算出期間 昭和35年1月～39年12月(41年9月まで計算)
- (2) 基 準 時 昭和35年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格、332品目。
- (4) ウエイト 家計調査による昭和35年の品目別消費支出金額。季節商品については、34年、35年の2か年の月別平均支出金額による月別ウエイト。
- (5) 算 式 基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)。全都市指数の算出は、昭和30年基準と同じ。
- (6) 作成範囲 昭和26年基準と同じ。
- (7) 前指数との接続方法 昭和30年基準指数の35年平均指数値で、34年12月以前の全指数を除いて換算した。この接続は、中分類以上の指数についてそれぞれ独立に行った。

5 昭和41年11月の改定(昭和40年基準)

- (1) 算出期間 昭和40年1月～44年12月(46年9月まで計算)
- (2) 基 準 時 昭和40年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格、364品目。
- (4) ウエイト 家計調査による昭和40年の品目別消費支出金額。季節商品については、39年、40年の2か年の月別平均支出金額による月別ウエイト。
- (5) 算 式 基準時加重相対法算式(ラスパイレス型)。全国、都市階級、地方別指数の算出は、市町村別品目別価格指数の加重算術平均指数(1世帯当たり支出金額と層の非農林漁家世帯数を加味したウエイトによる)を求め、従前の都市別指数と同じ方法で算出。
- (6) 作成範囲 全国平均^{*}、7都市階級、13地方、46県庁所在都市及び北九州市の68系列。旧指数29系列のうち県庁所在都市でない7市については指数作成を打ち切った。

- (7) 前指数との接続方法 従来の「全都市」指数は、新しく作成した「人口5万以上の都市」に接続させ、ほかは、それぞれ対応する系列に接続させた。

従来から引き続いて作成している22系列については、昭和35年基準指数の40年平均指数値で、39年12月以前の全指数を除いて換算した。新しく計算された46系列については、38年を基準として38年1月から40年12月までの指数を計算し、それを22系列と同じ方法で接続した。

* 昭和37年に家計調査と小売物価統計調査が全国に拡大されたことに伴い、指数の作成範囲も拡大。

6 昭和46年11月の改定（昭和45年基準）

- (1) 算出期間 昭和45年1月～49年12月（52年3月まで計算）
- (2) 基準時 昭和45年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格、428品目。
- (4) ウェイト 家計調査による昭和45年の品目別消費支出金額。季節商品については、44年、45年の2か年の月別平均支出金額による月別ウェイト。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は、40年基準と同じ。
- (6) 作成範囲 全国平均、7都市階級、13地方、46県庁所在都市及び北九州市の68系列。
- (7) 前指数との接続方法 各系列ごとに、昭和40年基準の45年平均指数値で、44年12月以前の全指数を除いて換算した。
- (8) その他 持家の帰属家賃を含む総合指数を作成。

7 昭和51年9月の改定（昭和50年基準）

- (1) 算出期間 昭和50年1月～54年12月（57年3月まで計算）
- (2) 基準時 昭和50年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格、485品目。
- (4) ウェイト 家計調査による昭和50年の品目別消費支出金額。季節商品については、50年の支出額及び49年、50年の月別購入数量により月別にウェイトを作成。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり。
- (6) 作成範囲 全国平均、8都市階級、14地方、47県庁所在都市、川崎市及び北九州市の72系列（沖縄県復帰に伴う拡大）。
- (7) 前指数との接続方法 各系列ごとに、昭和45年基準指数の50年平均指数値で、49年12月以前の全指数を除いて換算した。

なお、全国指数は昭和38年以降について作成されており、それ以前も含めた

長期系列は、人口 5 万以上都市指数を用いていたが、50年基準指数への移行を機に、37年以前の人口 5 万以上の都市指数を全国指数に接続することとした。接続の方法は、45年 = 100の全国と人口 5 万以上の都市指数の昭和38年平均の水準差（比）を調整係数とし、37年以前の人口 5 万以上の都市指数を修正して接続した。

- (8) その他 特掲項目に「教育関係費」を新設。

8 昭和56年 8 月の改定（昭和55年基準）

- (1) 算出期間 昭和55年 1 月～59年12月（60年12月まで計算）
- (2) 基準時 昭和55年 1 月～12月の 1 年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格，512品目。
- (4) 指数項目 家計調査の収支項目分類の改定に伴い，指数項目を従来の 5 大費目から10大費目に改定。
- (5) ウェイト 家計調査による昭和55年の品目別消費支出金額。生鮮食品については，55年の支出額及び54年，55年の月別購入数量により月別にウェイトを作成。
- (6) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国，都市階級，地方別指数の算出は従来どおり。
- (7) 作成範囲 全国平均，8 都市階級，14地方，47都道府県庁所在都市，川崎市及び北九州市の72系列。
- (8) 前指数との接続方法 各系列ごとに，昭和54年以前の 5 大費目を10大費目に組替えた上，50年基準指数の55年平均指数値で54年12月以前の指数を除して換算。

[基本分類指数]

昭和30年～44年	全国及び東京都区部の年平均及び年度平均
昭和45年～54年	72系列について，月別，年平均及び年度平均

[特殊分類指数]

昭和30年～44年	全国及び東京都区部の年平均（年度平均は40年度以降）
昭和45年～54年	全国及び東京都区部の月別，年平均及び年度平均

[特殊指数 勤労者世帯年間収入五分位階級及び標準世帯]

昭和50年～	全国の月別及び年平均
--------	------------

- (9) その他 季節調整済指数の作成。

9 昭和61年 8 月の改定（昭和60年基準）

- (1) 算出期間 昭和60年 1 月～平成元年12月（平成 3 年12月まで計算）

- (2) 基準時 昭和60年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格，540品目，持家の帰属家賃3品目。
- (4) ウエイト 家計調査による昭和60年の品目別消費支出金額。生鮮食品については，60年の支出額及び59年，60年の月別購入数量により月別にウエイトを作成。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国，都市階級，地方別指数の算出は従来どおり。
- (6) 作成範囲 全国平均，8都市階級，14地方，47都道府県庁所在都市，川崎市及び北九州市の72系列。
- (7) 前指数との接続方法 各系列ごとに，昭和55年基準の60年平均指数値で，59年12月以前の指数を除いて換算。
- (8) その他 持家の帰属家賃を含む総合指数を主系列とした。

10 平成3年8月の改定（平成2年基準）

- (1) 算出期間 平成2年1月～6年12月（平成8年12月まで計算）
- (2) 基準時 平成2年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格，558品目，持家の帰属家賃3品目。
- (4) ウエイト 家計調査による平成2年の品目別消費支出金額。生鮮食品については，2年の支出額及び元年，2年の月別購入数量により月別にウエイトを作成。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国，都市階級，地方別指数の算出は従来どおり。
- (6) 作成範囲 全国平均，8都市階級，14地方，47都道府県庁所在都市，川崎市及び北九州市の72系列。
- (7) 前指数との接続方法 類区分等の改定を行ったことから，過去の各基準年次を100とする新分類に組替えた後，各系列ごとに，昭和60年基準の平成2年平均指数値で，平成元年12月以前の指数を除いて換算。
- (8) その他 基本分類の別掲項目として，「生鮮食品を除く食料」，「教養娯楽関係費」を新設した。

分類名称の「特殊分類」を「商品・サービス分類」に，「特殊系列指数」を属性に応じて「世帯属性別指数」，「品目特性別指数」などにそれぞれ変更した。

11 平成8年8月の改定（平成7年基準）

- (1) 算出期間 平成7年1月～11年12月（平成13年12月まで計算）
- (2) 基準時 平成7年1月～12月の1年間

- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格，577品目，持家の帰属家賃3品目。
- (4) ウェイト 家計調査による平成7年の品目別消費支出金額。生鮮食品については，7年の支出額，6年及び7年の月別購入数量により月別にウェイトを作成。
- (5) 算式 基準時加重相対法算式（ラスパイレズ型）。全国，都市階級，地方別指数の算出は従来どおり。
- (6) 作成範囲 全国平均，8都市階級，14地方，47都道府県庁所在市，川崎市及び北九州市の72系列。
- (7) 前指数との接続方法 地域別，類別及び品目別の各系列それぞれ独立に，各基準年を100とする指数について，次の基準年に当たる年の年平均指数値が100となるよう換算。全国及び東京都区部の年平均は昭和30年まで，月別は45年まで。地方，東京都区部を除く道府県庁所在市等については，昭和45年まで遡及。
- (8) その他 卸売物価指数との比較を容易に行えるようにするため，商品・サービス分類の別掲項目に「生鮮食品を除く商品」指数を新設。

[品目の移行及び類区分の改正]

中分類の「医薬品」の中の「浴用剤」を中分類の「保健医療用品・器具」へ移行。

中分類の「家事雑貨」の中の「ヘルスメーター」を中分類の「保健医療用品・器具」へ移行。

「シャツ・セーター類」と「下着類」を併せた中分類「シャツ・セーター・下着類」を新設。

[分類名称の変更]

小分類「ちり紙」は，品目の廃止により「ティシュペーパー」と「トイレットペーパー」となったため，小分類「ティシュ・トイレットペーパー」に名称変更。

12 平成13年8月の改定（平成12年基準）

- (1) 算出期間 平成12年1月～16年12月（平成18年12月まで計算）
- (2) 基準時 平成12年1月～12月の1年間
- (3) 価格及び品目数 小売物価統計調査による小売価格及び「パソコン（デスクトップ型）」と「パソコン（ノート型）」の2品目については，POS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の価格及び販売数量等，592品目，持家の帰属家賃4品目。

平成15年1月より2品目を追加し，594品目，また，「カメラ」のうちデジタルカメラについてPOS情報を利用。

- (4) ウエイト 家計調査による平成12年の品目別消費支出金額。生鮮食品については、12年の支出額、11年及び12年の月別購入数量により月別にウエイトを作成。なお、ウエイトには、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯を用いた。
- (5) 算 式 基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）。全国、都市階級、地方別指数の算出は従来どおり。
- (6) 作成範囲 全国平均、8都市階級、14地方、47都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市の72系列。
- (7) 前指数との接続方法 地域別、類別及び品目別の各系列それぞれ独立に、各基準年を100とする指数について、次の基準年に当たる年の年平均指数値が100となるよう換算。全国及び東京都区部の年平均は昭和30年まで、月別は45年まで。地方、東京都区部を除く道府県庁所在市等については、昭和45年まで遡及。
- (8) そ の 他

[POS情報による価格指数の作成]

技術革新が激しく、市場の製品サイクルが極めて短い「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」及びデジタルカメラ（平成15年1月以降）については、POS情報による全国の主要な家電量販店で販売された全製品の価格及び販売数量等を用いて、ヘドニック法により価格指数を作成。

[指数作成系列の拡充]

基準年と比較年の中間に当たる年の消費構造を用いた中間年バスケット方式による指数及び二人以上の世帯と単身世帯を合せた「総世帯」のウエイトを用いた指数を、参考指数として作成。

また、「財」、「半耐久財」及び「生鮮食品を除く財」の季節調整済指数を作成系列に追加。

[品目改廃の迅速化]

基準改定の後に急速に普及し一定のウエイトを占めるに至った新たな財やサービスの価格変動を迅速に指数に取り込めるようにするため、次の基準改定を待たずに品目の見直しを行う枠組みを導入。

その結果、平成15年1月に「パソコン用プリンタ」及び「インターネット接続料」の2品目を追加。POS情報を用いてヘドニック法により作成したデジタルカメラの価格変動を「カメラ」に合成。

基準年における主な改廃品目一覧

基準年	主 な 追 加 品 目	主 な 廃 止 品 目
昭和30年	鯨肉，ソーセージ，化学調味料，旅行かばん，灯油，ラジオ受信機，自転車，けい光ランプ，電気アイロン，魔法びん，電気せんたく機，パーマメント代，シャンプー，タクシー代	甘味剤，こんろ，まき（雑），男子足袋，注射液，粉おしろい
昭和35年	乳酸菌飲料，家賃（公営），自動炊飯器，トースター，テレビ，冷蔵庫，口紅，テレビ聴視料，カメラ，宿泊料	マッチ，わら半紙，インキ
昭和40年	即席ラーメン，チーズ，レタス，魚肉ソーセージ，マヨネーズ，バナナ，いちご，インスタントコーヒー，電気掃除機，腕時計，プロパンガス，ワイシャツ（混紡）	うずら豆，ごま，化繊地（スフモスリン），子供げた，駆虫剤，ラジオ聴取料
昭和45年	即席カレー，即席スープ，レモン，メロン，コーラ，テレビ（カラー），ルームクーラー，石油ストーブ，カーペット，ミシン（ジグザグ），婦人ウール着物，男子ブリーフ，男子合成皮革ぐつ，航空運賃，乗用車，自動車ガソリン，ボールペン，ゲーム代（ボウリング），フィルム（カラー），自動車教習料	かんぴょう，ジャンパー，まき，キャラコ，綿ネル，サージ，学生帽
昭和50年	えび，牛乳（紙容器入り），冷凍調理食品，グレープフルーツ，ガス湯沸器，ステレオ，テープレコーダー，カセットテープ，ラップ，ブルージーンズ，ビタミンB剤，ガーゼ付絆創膏，トイレットペーパー，テニスラケット，学習塾	鯨肉，合成清酒，ミシン（足踏式）
昭和55年	牛肉（輸入品），ロースハム，オレンジ，ポテトチップ，ウイスキー（輸入品），電子レンジ，ベッド，ティッシュペーパー，ドリンク剤，小型電卓，ゴルフクラブ，月謝（水泳）	精麦，けずり節，テレビ（白黒），木炭，婦人こまげた，電報料，フィルム（白黒）
昭和60年	弁当，コーヒー豆，下水道料，ルームエアコン（冷暖房兼用），スポーツシャツ（半袖），婦人Tシャツ，漢方薬，マッサージ料金，駐車料金，運送料（宅配便），ビデオテープレコーダー，ペットフード，月謝（音楽），ゴルフ練習料金	徳用上米，甘納豆，れん炭，婦人雨コート，婦人ウール着尺地，運送料（鉄道）
平成2年	ブロッコリー，キウイフルーツ，ぶどう酒（輸入品），ハンバーガー，電気カーペット，ヘルスメーター，モップレンタル料，コンタクトレンズ，小型乗用車（輸入品），ワードプロセッサ，ビデオカメラ，コンパクトディスク，ビデオソフトレンタル料，電気かみそり（輸入品），腕時計（輸入品），たばこ（輸入品）	カリフラワー，かりんとう，間代，砂，石炭，マットレス，ほうき，婦人浴衣，万年筆，レコード
平成7年	外国産米，チーズ（輸入品），もも缶詰（輸入品），ウーロン茶，ビール（輸入品），ピザパイ（配達），ウイングラス（輸入品），浄水器，芳香剤，ネクタイ（輸入品），眼鏡フレーム（輸入品），普通乗用車（輸入品），ガソリン（プレミアム），電話機，私立短期大学授業料，テニスラケット（輸入品），サッカー観覧料	魚肉ソーセージ，コンビーフ缶詰，キャラメル，ベニヤ板，ちり紙，婦人白足袋，ギター
平成12年	アスパラガス，おにぎり，冷凍調理ピラフ，ミネラルウォーター，発泡酒，牛どん，温水洗浄便座，ルームエアコン取付け料，粗大ごみ処理手数料，人間ドック受診料，レンタカー料金，移動電話通信料，パソコン（デスクトップ型），パソコン（ノート型），携帯オーディオ機器，サッカーボール，園芸用土，外国バック旅行，月謝（英会話），ヘアカラー，ハンドバッグ（輸入品），通所介護料，振込手数料	プレスハム，サイダー，物置ユニット，電気洗濯機（2槽式），電球，絹着尺地，テープレコーダー，小型電卓，カセットテープ，月謝（珠算）
平成17年	チューハイ，すし（回転ずし），システムキッチン，キッチンペーパー，サプリメント，カーナビゲーション，移動電話機，専門学校授業料，テレビ（薄型），DVDレコーダー，録画用DVD，DVDソフト，プリンタ用インク，放送受信料（ケーブル），フィットネスクラブ使用料，温泉・銭湯入浴料，エステティック料金，傷害保険料	指定標準米，ミシン，婦人服地，ビデオテープレコーダー，鉛筆，ビデオテープ，月謝（洋裁），電気かみそり（輸入品）